

【ホームページ公表用】

令和8年度 第1回

群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会 議事録

開催日時	令和8年8月17日（月） 15：00～16：20	
開催場所	群馬県議会庁舎2階201会議室	
出席委員	委員長 山本 聡（弁護士） 委員 原澤 春代（税理士） 委員 鵜崎 賢一（群馬大学 准教授） 委員 宮里 直樹（群馬高等工業専門学校 教授） 委員 塚原 千明（国土交通省高崎河川国道事務所 副所長）	
審議事項	（1）太田市総合評価落札方式試行要領の一部改正について （2）群馬県公共工事総合評価落札方式総合評価点算定基準の一部改正について ① 施工計画の配点方法の見直しについて ② 配置予定技術者工事成績評定の配点方法の見直しについて ③ 総合評価点の算定方法について	
報告事項	群馬県総合評価点算定基準における施工計画評価項目（技術力向上における取組み）の「業務に関連する資格等の取得状況」の評価区分の改正について	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	審議事項 （1） 改正にあたって留意点あり。 （2） ①特に意見無し ②特に意見無し ③「小数点以下第3位までとする」の追記は不要 報告事項 特に意見無し	（2） ③追記の要否を検討する。
委員会による意見聴取	該当なし	

議 事 概 要（審議事項）
（1）太田市総合評価落札方式試行要領の一部改正について
・資料により太田市から説明。 資料 1-2 太田市総合評価落札方式試行要領 新旧対照表 資料 1-3（改正後）太田市総合評価落札方式試行要領 資料 1-4（改正前）太田市総合評価落札方式試行要領

- 【委員】「対象となる評定点がない場合は、評価点は0点とする。」とあるが、「評定点がない場合」とはどのような状態を指すのか。
- 【太田市】過去3年間における太田市発注工事の工事成績評定点がない場合を指す。
- 【委員】過去に粗雑工事がある場合は、加点はなく、減点のみとなるのか。
- 【太田市】そのとおりである。
- 【委員】評定点が65点ちょうどの場合、改正前後とも評価点0点となるのか。
- 【太田市】改正前後で評価区分は変更となるが、評定点65点の評価点が0点であることに変わりはない。なお、表記については太田市建設工事検査規程との整合を図ったものである。
- 【委員】「を超え」「以下」を「以上」「未満」に改めること自体の是非を問うものではないが、65点ジャストのケースは適用される計算式自体が変わることになるので、表記については改めて十分検討した上で改正してほしい。
- 【委員】「劣る」を「60点未満」に改めることについて、どのように整理したのか。
- 【太田市】太田市建設工事検査規程との整合を図ったものである。現行の規程では、A・B・C・D・E評価のうち、最も低いE評価を60点未満としている。
- 【委員】太田市建設工事検査規程との整合を図る趣旨は理解するが、評価区分が変わっても評価点と同じ0点となる部分があり、評価区分と評価点との関係については分かりにくさが残るため、留意されたい。

(2) 群馬県公共工事総合評価落札方式総合評価点算定基準の一部改正について

- ・資料により事務局から説明。
 - 資料2-1 審議事項について
 - 資料2-3 新旧対照表 標準型評点算定基準（土木関係）
 - 資料2-4 新旧対照表 簡易型評点算定基準（土木関係）
 - 資料2-5 新旧対照表 簡易型評点算定基準（建築・電気・管工事）
 - 資料2-6 新旧対照表 簡易型評点算定基準（電気・電気通信・機械器具設置）
 - 資料2-7 新旧対照表 超簡易型評点算定基準（土木関係）
 - 資料2-8 新旧対照表 超簡易型評点算定基準（建築営繕・電気・管工事）
- ① 施工計画（標準型10点、簡易型3点）の配点方法の見直しについて

【群馬県】点数区分を廃止し、「施工計画」における評価差を価格以外の評価点に適切に反映できるよう改正する。

【委員】改正の趣旨は妥当であり、特に意見なし。
- ② 配置予定技術者工事成績評定（簡易型2.0点、超簡易型3.5点）の配点方法の見直しについて

【群馬県】「配置予定技術者工事成績評定」についても同様に改正する。

【委員】改定の対象は65点を超え80点未満の範囲のみか。

【群馬県】80点以上については、一定の水準を超えた優秀な工事とし一律に加点している。また、65点以下については基準を満たさないため、評価対象外として0点としている。

③ 総合評価点の算定方法について 【群馬県】総合評価点の合計後の端数処理に関する規定がないので、明確化のため追記したい。 【委員】「小数点以下第3位までとする」との表現は別の解釈の余地があり、追記は不要ではないか。 【群馬県】委員意見を踏まえ、解釈の余地が生じないよう追記の可否を検討したい。
議 事 概 要（報告事項）
群馬県総合評価点算定基準における施工計画評価項目（技術力向上における取組み）の「業務に関連する資格等の取得状況」の評価区分の改正について
・資料2-2 報告事項により、事務局から説明。 【群馬県】資格の組合せ条件を整理するとともに、資格名称の変更等に対応するため評価区分を改正する。 【委員】特に意見なし。